

件名 小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認める施設を対象外国公館等として指定する基準を定める件

○外務省告示第二百二十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）を実施するため、小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認める施設を重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項第二号又は第三号に規定する対象外国公館等として指定する基準を次のように定め、令和八年七月十四日から適用する。

令和八年七月十日

外務大臣 茂木 敏充

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する

る法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項第二号又は第三号に掲げる施設のうち、同法第一条の目的に照らし、その施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止することが必要であると外務大臣が認めるものは、次に掲げる施設のいずれかに該当するものとする。

一 国際情勢等に鑑み、危害を受けるおそれのある外国要人若しくは賓客としての接遇が外交上特に必要であると認められる外国要人の所在する施設又は当該外国要人が参加する国際会議の準備若しくは運営のために使用される施設

二 外交上重要な国際会議又は外交上極めて重要な首脳会談等のために使用される施設

三 外国政府若しくは国際機関から指定の要請があつた施設